

地域医療連携推進法人の設立について

1 地域医療連携推進法人制度の概要

(1) 趣旨等

- ・医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、平成 27 年 9 月の医療法改正により創設された認定制度（平成 29 年 4 月 2 日施行）
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保する。

(2) 参加法人（社員）

病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人（社会福祉法人、公益法人、学校法人、国立大学法人、独法、地方独法、自治体等）

※介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う非営利法人を加えることができる。

※地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者（営利を目的とする法人を除く）も参加可能（個人開業医、医療従事者養成機関、医師会等）

2 地域医療連携推進法人の認定について

地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人が、都道府県知事の認定を受けることで、地域医療連携推進法人となる。

<主な認定基準>

- ・地域医療構想地域（原則二次医療圏）を考慮して病院等の業務の連携を推進する区域を定めていること
- ・地域の関係者等を構成員とする評議会が、意見を述べることも定めていること
- ・参加法人の予算、事業計画等の重要事項について、地域医療連携推進法人の意見を求めるものと定めていること

※このほか、都道府県知事の認定は、

- ・地域医療構想との整合性に配慮
- ・県医療審議会の意見の聴取 が必要とされている。

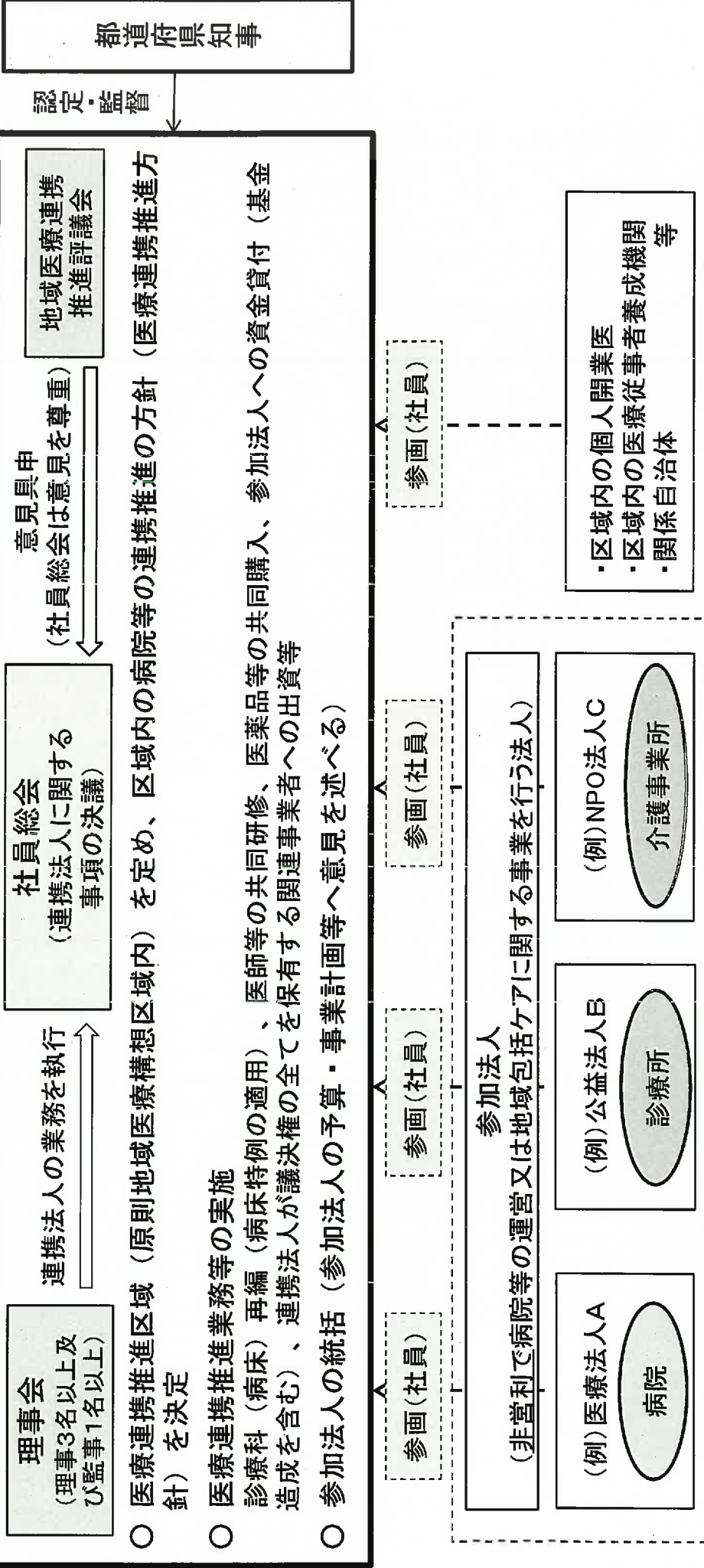
3 地域医療連携推進法人設立に向けたスケジュール

令和元年 1 2 月	地域医療連携推進法人としての認定申請
令和 2 年 1 月 1 5 日	第 2 回地域医療構想等調整会議（飛騨・中濃圏域）
令和 2 年 1 月 2 9 日	・構想との整合性などについて地域の意見を聴取
令和 2 年 2 月 1 0 日	県医療審議会への諮問
令和 2 年 4 月	県知事の認定

地域医療連携推進法人制度について（概要）

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



- 医療連携推進区域（原則地域医療構想区域内）を定め、区域内の病院等の連携推進の方針（医療連携推進方針）を決定
- 医療連携推進業務等の実施
診療科（病床）再編（病床特例の適用）、医師等の共同研修、医薬品等の共同購入、参加法人への資金貸付（基金造成を含む）、連携法人が議決権の全てを保有する関連事業者への出資等
- 参加法人の統括（参加法人の予算・事業計画等へ意見を述べる）

- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定
（認定基準の例）
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進協議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること